飼料添加物輸入業者事業廃止届

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月　 日

　　農林水産大臣　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　さきに　　　　年　　月　　日付けで飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第５０条第１項の規定により飼料添加物輸入業者の届出をしたが，　　年　　月　日限りで事業を廃止したので，同条第４項の規定により届け出ます。